

企業会計的手法による 川崎市の財政状況

(平成28年度決算版)

「統一的な基準」による財務書類

平成29年11月

財政局

はじめに

自治体の予算は、当該年度の歳出は当該年度の歳入をもって充てるという会計年度独立の原則に基づいており、そのため会計手法も現金収支に着目した「現金主義・単式簿記」を基本としています。

しかし、資金の流れ（フロー情報）やその使途を明らかにすることを主眼とする現在の公会計では、現金以外の資産や負債などの状況（ストック情報）及び行政サービスに要した全体コスト等が把握しづらいため、多くの自治体が「発生主義・複式簿記」を基本とする企業会計的手法を導入してきました。

本市においても、平成10年度決算版の普通会計「バランスシート」をはじめとして、順次、対象を拡大しながら企業会計的手法による財務書類を作成しており、平成17年度決算版からは、「総務省方式」により「バランスシート」、「行政コスト計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」を、平成20年度決算版からは「総務省方式改訂モデル」により、また、平成23年度決算版からは「基準モデル」により「貸借対照表（バランスシート）」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書（キャッシュ・フロー計算書）」の財務書類4表を作成してきました。

このような財務書類の整備は、全国的にも進められていますが、「総務省方式改訂モデル」「基準モデル」のほか「東京都方式」など、複数の方式があることで、団体間の比較をすることが難しい等の課題がありました。こうした状況を受け、平成26年度には総務省から「統一的な基準」が示され、全ての地方公共団体に対して、原則として平成29年度までにこの基準による財務書類の作成をするよう、要請があったところです。

この要請に基づき、本市におきましては、平成28年度決算から「統一的な基準」に基づく財務書類を作成することとしました。

今後も、これらの財務書類を効果的に活用しながら、市の資産・債務の適切な管理や活用を図り、持続可能な財政構造の構築を進めてまいります。

目 次

1 財務書類について

(1) 地方公会計制度について	1
(2) 「基準モデル」と「統一的な基準」の相違点と影響	1
ア 有形固定資産の評価基準の変更	1
イ その他の主な変更点	1
ウ モデル変更による影響額	2
(3) 財務書類4表（統一的な基準）について	2
ア 貸借対照表	2
イ 行政コスト計算書	3
ウ 純資産変動計算書	3
エ 資金収支計算書	3
オ 財務書類4表相互関係図（統一的な基準）	4
カ 全体・連結財務書類について	4
(4) 民間企業と地方自治体の財務書類の違い	4
ア 貸借対照表	5
イ 行政コスト計算書	5
ウ 純資産変動計算書	5
エ 資金収支計算書	5

2 一般会計等の財務書類

(1) 各財務書類の関係	7
(2) 一般会計等の貸借対照表	8
ア 一般会計等の貸借対照表	8
イ 前年度との比較（平成28年度開始貸借対照表との比較）	10
ウ 資産・負債の経年比較	12
エ 有形固定資産について	13
オ 市民一人あたりの貸借対照表	18
【参考】 他都市との比較	19
(3) 一般会計等の行政コスト計算書	21
ア 一般会計等の行政コスト計算書	21
イ 前年度との比較	22
ウ 行政コスト計算書の経年比較	23
エ 行政コスト計算書の性質別・目的別区分による比較	24
オ 市民一人あたりの一般会計等の行政コスト計算書	25
【参考】 他都市との比較	26
(4) 一般会計等の純資産変動計算書	28
(5) 一般会計等の資金収支計算書	29
(6) 財務指標等を用いた財務分析	30
ア 資産形成度に着目した分析	30
イ 世代間公平性に着目した分析	33
ウ 持続可能性（健全性）に着目した分析	35
エ 効率性に着目した分析	36
オ 自律性に着目した分析	38

3 全体財務書類

(1) 各財務書類の関係	39
(2) 全体貸借対照表	40
ア 全体貸借対照表	40
イ 一般会計等との比較	41
ウ 前年度との比較	41
エ 市民一人あたりの全体貸借対照表	41
(3) 全体行政コスト計算書	42
ア 全体行政コスト計算書	42
イ 前年度との比較	42
ウ 市民一人あたりの全体行政コスト計算書	43
(4) 全体純資産変動計算書	44
(5) 全体資金収支計算書	45

4 連結財務書類

(1) 各財務書類の関係	46
(2) 連結貸借対照表	47
ア 連結貸借対照表	47
イ 一般会計等・全体との比較	48
ウ 前年度との比較	48
エ 市民一人あたりの連結貸借対照表	48
(3) 連結行政コスト計算書	49
ア 連結行政コスト計算書	49
イ 前年度との比較	49
ウ 市民一人あたりの連結行政コスト計算書	50
(4) 連結純資産変動計算書	51
(5) 連結資金収支計算書	52

【資料】 川崎市の財務書類 ······ 53

※金額は各項目の億円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

※市民一人あたりの数値は、住民基本台帳人口によります。(平成29年1月1日：1,474,167人)

平成28年度川崎市財務書類連結会計及び団体一覧

連結財務書類		
全体財務書類		
一般会計等財務書類		
一般会計	特別会計(7会計)	一部事務組合・広域連合(2団体)
特別会計(6会計)		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	競輪事業特別会計	神奈川県川崎競馬組合
公害健康被害補償事業特別会計	卸売市場事業特別会計	神奈川県後期高齢者医療広域連合
勤労者福祉共済事業特別会計	国民健康保険事業特別会計	地方公社(2法人)
墓地整備事業特別会計	後期高齢者医療事業特別会計	川崎市土地開発公社
公共用地先行取得等事業特別会計	介護保険事業特別会計	川崎市住宅供給公社
公債管理特別会計	港湾整備事業特別会計	第3セクター(20法人)
	生田緑地ゴルフ場事業特別会計	公益財団法人 川崎市国際交流協会
	企業会計(5会計)	公益財団法人 川崎市文化財団
	病院事業会計	公益財団法人 川崎市スポーツ協会
	下水道事業会計	かわさき市民放送 株式会社
	水道事業会計	一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会
	工業用水道事業会計	川崎アゼリア 株式会社
	自動車運送事業会計	川崎冷蔵 株式会社
		公益財団法人 川崎市産業振興財団
		公益財団法人 川崎・横浜公害保健センター
		公益財団法人 川崎市シルバー人材センター
		公益財団法人 川崎市身体障害者協会
		公益財団法人 川崎市看護師養成確保事業団
		一般財団法人 川崎市まちづくり公社
		みぞのくち新都市 株式会社
		公益財団法人 川崎市公園緑地協会
		川崎臨港倉庫埠頭 株式会社
		かわさきファズ 株式会社
		公益財団法人 川崎市消防防災指導公社
		公益財団法人 川崎市学校給食会
		公益財団法人 川崎市生涯学習財団

1 財務書類について

(1) 地方公会計制度について

地方公会計制度では、これまで「新地方公会計制度研究会報告書」等に示す「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」(以下「基準モデル」という。)又は「地方公共団体財務書類にかかる総務省方式改訂モデル」(以下「改訂モデル」という。)を活用して、公会計の整備推進に取り組むことが求められていました。

本市では、平成20年度決算版から「改訂モデル」により、平成23年度決算版からは「基準モデル」による財務書類の作成に必要となる複式簿記変換システムや固定資産台帳を整備したことから、「基準モデル」による財務書類の作成、公表を行ってきました。

そのような中、財務書類の作成方式には、「改訂モデル」「基準モデル」のほか「東京都方式」など、複数の方式が混在し、団体間の比較が難しい等の課題もあったことから、平成27年1月の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について(総務省通知)」により、全ての地方公共団体に対して、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で「統一的な基準」による財務書類の作成をするよう、要請があったところです。

この要請に基づき、本市におきましては、平成28年度決算から「統一的な基準」に基づく財務書類を作成することとしました。

(2) 「基準モデル」と「統一的な基準」との相違点と影響

ア 有形固定資産の評価基準の変更

【土地】

インフラ資産の内、道路・河川及び水路の土地について、「基準モデル」では取得原価や再調達原価で資産計上していましたが、「統一的な基準」では、昭和59年度以前に取得したもの及び昭和60年度以降の取得であっても取得原価が不明なものについては、備忘価額1円で計上します。

また、道路・河川及び水路以外の土地について、「基準モデル」では再調達原価で資産計上していましたが、「統一的な基準」では、原則として取得原価で計上します。

【建物・工作物等】

一般会計等の建物や道路、公園などの工作物等について、「基準モデル」では再調達原価を基に減価償却を行っていましたが、「統一的な基準」では、原則として取得原価を基に減価償却を行います。

イ その他の主な変更点

- ・財務書類の作成において4表方式と3表方式(行政コスト計算書と純資産変動計算書を結合)の選択制導入(本市は4表方式を採用)
- ・貸借対照表における区分や勘定科目等の見直し(金融資産・非金融資産→流動資産・固定資産など)

- ・行政コスト計算書における臨時損失・臨時利益の区分追加
- ・純資産変動計算書の内訳の簡略化（固定資産台帳の財源情報を任意に）
- ・資金収支計算書において、従前の経常的収支・資本的収支・財務的収支の区分を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支に変更
- などを行いました。

ウ モデル変更による影響額

モデル変更による主な影響額は以下のとおりです。

（平成 27 年度の期末において作成した貸借対照表（基準モデル）と平成 28 年度の期首において作成した開始貸借対照表（統一的な基準）により比較しました）

平成28年度開始貸借対照表（期首）
《統一的な基準（一般会計等）》

<資産>	<負債>
3兆1,674億円	1兆1,297億円
<純資産>	
2兆377億円	

☆うち有形固定資産
2兆7,695億円

資産△1兆3,737億円
(純資産△1兆3,625億円)

平成27年度貸借対照表（期末）
《基準モデル（普通会計）》

<資産>	<負債>
4兆5,411億円	1兆1,409億円
<純資産>	
3兆4,002億円	

☆うち有形資産と事業用資産
の合計 4兆1,242億円

☆既に所有している有形固定資産を
取得原価、備忘価額1円に変更

【主な影響額】

(インフラ資産)

- ・道路・・・有形固定資産の評価基準の変更により▲1兆3,250億円

- ・河川・・・有形固定資産の評価基準の変更により▲944億円

(事業用資産)

- ・土地・・・評価基準の変更による取得原価の反映等により+869億円

(3) 財務書類4表（統一的な基準）について

ア 貸借対照表

貸借対照表は、会計年度末（基準日）時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのか（財源調達状況）を表示した書類です。

基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産といったストック項目の残高）が明らかになります。

(ア) 資産

- ・将来の資金流入をもたらすもの
- ・将来の行政サービス提供能力を有するもの

(イ) 負債

将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすもの（地方債、引当金等）

(ウ) 純資産

資産と負債の差額であり、地方税、地方交付税、国庫補助金など将来の資金の流出を伴わない財源や資産評価差額などを計上

イ 行政コスト計算書

一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。

これにより、その差額として、地方公共団体の一會計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について、税収等でまかなうべき行政コスト（純行政コスト）が明らかになります。

ウ 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県等補助金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純行政コストが純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。

エ 資金収支計算書

資金収支計算書は、一會計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して収支が記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかになります。

(ア) 業務活動収支

「支出」は、基本的に行政コスト計算書が発生主義で計上する資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う費用を現金主義で捉え直したものであり、「収入」は、地方税、地方交付税などの経常的な収入を計上するものです。

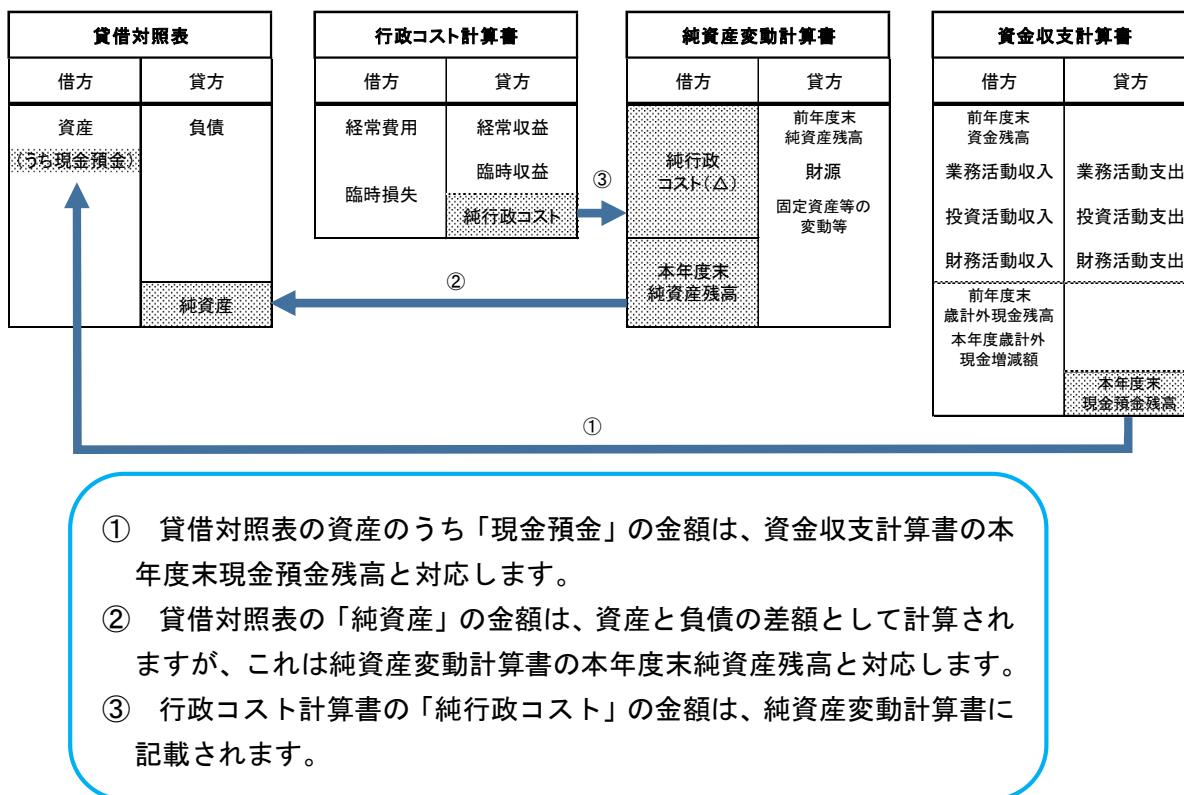
(イ) 投資活動収支

固定資産形成や金融資産形成といった資本形成活動に関する収支です。

(ウ) 財務活動収支

公債費の償還・発行といった負債の管理に関する収支です。

才 財務書類 4 表相互関係図（統一的な基準）



力 全体・連結財務書類について

全体財務書類及び連結財務書類とは、地方公共団体を構成する一般会計等以外の特別会計や、地方公共団体と連携して行政サービスを実施している関係団体や法人を1つの行政サービス実施主体としてとらえ、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすることを目的として作成する財務書類のことです。

本市の全体・連結財務書類の対象となる会計・団体・法人については、目次の次頁（平成28年度川崎市財務書類連結会計及び団体一覧）をご参照ください。

(4) 民間企業と地方自治体の財務書類の違い

民間企業（株式会社）においては、株主により選任された経営者が株主の保有する株式価値を最大化すべく業務を執行します。そのため、民間企業の財務書類においては、株主が投下している資本に対して適切なリターンがあるかどうかが重視され、企業の収益率が重要な評価指標の一つとなります。一方で、地方自治体においては、利益を計上することではなく継続的に行政サービスを提供することが目的となります。従いまして、どのようなインフラ資産や公共施設をどれくらい作ってきたか、どのようなインフラ施設や公共施設の老朽化はどの程度進んでいるか、世代間の公平の状態はどのようにになっているのか、といったことなどを明らかにしていく必要があります。

ア 貸借対照表

企業の会計では、特定の業種を除いて原則として、貸借対照表の項目を流動性の高い順に配列する流動性配列法に従って記載されていますが、統一的な基準においては、固定的な項目から順に配列する固定性配列法を採用しています。これは、地方公共団体の有する資産の多くは長期的な資産保有形態である固定資産の割合が高く、その財源調達についても長期的な負債である地方債の比重が高いことを重視したものです。

イ 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、企業の会計における損益計算書に対応するものといえますが、損益計算書が一会計期間の営業活動に伴う収益・費用を対比して「当期純利益」を計算するのに対して、行政コスト計算書は一会計期間の経常的な行政活動に伴う費用とその行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益を対比して「純行政コスト」を算出する点で大きく異なります。

これは、地方公共団体の行政活動は企業のように利益の獲得を目的としないこと、地方公会計モデルでは、税収を行政コスト計算書ではなく、純資産変動計算書に計上することと関係します。

企業の会計においては、株主は会社の所有者であり、その株主（所有者）からの出資金は収益ではなく、純資産の増加要因として株主資本等変動計算書に計上されます。民間企業と同様に、住民は地方公共団体の所有者として捉えた場合、住民からの税収は「所有者からの拠出」であるという考えに基づき（これを「持分説」といいます。）純資産変動計算書に計上することとしています。

ウ 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、企業の会計における株主資本等変動計算書に対応するものといえますが、株主資本等変動計算書では、資本取引と損益取引の区別が重視されるのに対して、純資産変動計算書では、純資産の財源の充当先による区分が重視されるという点が異なります。

エ 資金収支計算書

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、統一的な基準では「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。この点、企業の会計におけるキャッシュ・フロー計算書においては、「営業活動」「投資活動」「財務活動」という三つの活動に区分されます。